

「卓越した技能者の表彰」制度

趣旨

卓越した技能者の表彰制度は、技能の世界で活躍する職人や技能の世界を志す若者に目標を示し、技能者の地位と技能水準の向上、優れた技能の継承などを目的としている。

被表彰者の決定

被表彰者は、次の全ての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な事業主団体等、全国的な障害者団体、個人のいずれかの推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見に基づき決定する。

①きわめてすぐれた技能を有する者、②現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者、③技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者、④他の技能者の模範と認められる者

表彰

表彰は、厚生労働大臣が毎年1回、被表彰者に表彰状、卓越技能章（盾及び徽章）並びに褒賞金（10万円）を授与している。

令和7年度の受賞者は、金属熱処理工、NC旋盤工、アーク溶接工、生産設備保全工等の工業系技術職から46名、染物・仕上工、婦人・子供服仕立職、建築大工、かわらふき工、造園師、土石製品製造工、木製家具・建具製造工、日本料理調理人等の生業系技能職から96名、合計142名が受賞した。

昭和42年に第1回の表彰が行われて以来、令和7年度の第59回の表彰までに7,376名が表彰されている。



2025.11.10（月）

リーガロイヤルホテル東京にて

アーク溶接工 赤星工業株式会社 伊藤 崇